

平成28年度第1回「大間町総合教育会議」議事録

開催日時 平成28年8月29日（月）午後1時30分～2時15分

開催場所 大間町役場二階 第一会議室

出席者 金澤満春 町長
宮野成厚 教育委員長
高松大助 職務代行者
佐藤恵美子 教育委員
小向英徳 教育委員
佐藤桂一 教育長

オブザーバー 菊池武利 副町長
傳法正広 総務課長

事務局 岩佐育夫 企画経営課長
古畑龍泉 幼稚園長
伴武彦 教育課長
細川大広 副参事

1 開 会

事務局（教育課長）： 定刻となりましたので、ただ今から平成28年度第1回大間町総合教育会議を開催いたします。はじめに町長より挨拶をお願いいたします。

2 町長挨拶

金澤町長： 本日は、公私ともにお忙しいところ「平成28年度第1回大間町総合教育会議」にご出席いただき、誠に有難うございます。

昨年7月に、この会議を開催し、会議の運営要綱に関して協議いただき要綱が制定されたところであります。その際に「教育大綱」について、1年程度をめどとして大綱を制定することとしました。既に事務局から大綱案がお手元に届いていることと思いますが、今一度再考され、協議、調整していきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

さて、皆様ご存知のとおり大間町には、「大間町第5次総合計画」という平成20年度から平成29年度の10年間の計画期間による総合計画があります。その中には、教育・文化についても計画されております。今回のこの大綱の策定については、総合計画との整合性を図ることが、非常に重要であると思われまます。このことから、総合計画の教育・文化の部分を「教育大綱」と整合させて、「大間町の教育」にもあります学校教育・社会教育・社会体育・芸術文化の方針を踏襲する形がベストであると判断し大綱案として提案させていただきました。総合計画の教育部門を大綱に踏襲することで、教育部門を顕在化し、今一度地域住民が教育に関して熟考し目を向ける機会となれば幸いと思っております。本日は、委員の皆様の忌憚のないご意見よろしくお願ひしまして、挨拶といたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局（教育課長）： ありがとうございます。 それでは、早速議事に入りたいと思ひます。議長は、大間町総合教育会議運営要綱第3条第1項に「会議の議長は町長をもってあてる。」とありますので、金澤町長 宜しくお願いします。

金澤町長： それでは定めによりまして議長を勤めさせていただきます。議事に入る前に今回の議事録署名者を私の方で指名させていただくことで宜しいでしょうか。

（異議なし）

金澤町長： それでは高松職務代行と佐藤恵美子委員にお願いしたいと思ひます。どうぞ宜しくお願いします。

3 議 事

金澤町長： それでは議事に入りたいと思ひます。今日の案件は「大間町教育大綱の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

事務局（教育課長）： それでは「大間町教育大綱の策定について」を説明いたします。

皆さんご存知のように昨年、新教育制度が導入され運営要綱の制定や教育大綱の制定が義務付けられました。最初に大綱の定義についてですが、国の「教育振興計画」を参酌しながら、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本になる方針を定めるものであり、詳細について策定することではありません。また地域の実情に応じて策定されるものとなっております。大綱の位置付けとしては、「第5次大間町総合計画」が基本となり、その下に「大綱」があり、それを基に詳細については「大間町の教育」で策定されるものと考えております。

それでは大間町教育大綱（案）をご覧頂きたいと思います。大間町は、津軽海峡の青い海と、美しいみどりの丘と、太陽に恵まれた本州最北端に位置し、豊かな自然の中で、先人の力と汗の偉業をたたえ、自然をいつくしみ郷土を愛し、自覚と責任をもって、文化的でたくましく、豊かで明るい、うるおいのある住みよい町にするために、地域・学校・家庭が一体となって推進してまいります。これは大間町町民憲章のはじめの文言を掲載しています。1 教育大綱策定の背景ですが、平成27年4月1日に改正・施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」においては、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国の第2期教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、芸術及び文化振興に関する総合的な大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する民意をより一層反映させるために、同法第1条の4第2項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。2 教育大綱の実施期間ですが、この教育大綱は、平成28年度から平成31年度までの4年間を実施期間としております。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、適宜施策等の見直しを行って参ります。3 基本理念ですが、大間町の未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性を尊重し創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。また、将来にわたって、主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむなど、誰もがうるおいや生きる喜びを実感でき、郷土に対する愛着と誇りの持てる人づくりを進めます。4 基本方針ですが、基本理念の実現に向け、教育行政を総合的に推進するための5つの基本方針を定めます。基本方針1ですが、生きる力をはぐくむ学校教育の充実 「生きる力」を育むという理念のもと、義務教育9年間を見通した小中学校の連携を推進することにより「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を育成するなど、「知育・徳育・体育」の調和のとれた教育を推進します。基本方針2ですが、子どもの学びを支える教育環境の充実 子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域及び関係機関との連携強化を図りながら、時代の要請に応える創意ある教育環境の整備充実に努めます。基本方針3ですが、社会教育の推進と生涯学習の振興 地域住民が心のふれあいを深め、生涯にわたって生きがいのある充実した生活をおくるとともに、豊かで住みよい地域社会の実現ができるよう、一人ひとりの学習と社会参加を実現する社会教育の推進に努めます。基本方針4ですが、スポーツの振興 地域住民一人ひとりが生涯にわたり、ライフスタイルや生活環境に応じたスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに、健康で活力のある生活を営むことができるよう生涯スポーツを推進す

るとともに、競技スポーツの振興に努めます。基本方針5ですが、個性豊かな文化活動の充実 芸術文化の振興と文化財保護のための諸条件の整備充実を図り、文化の担い手である地域住民の積極的な参加を推進することにより個性豊かな文化活動の充実を図ります。以上を大綱案として策定しました。「大間町の教育」にある学校教育・社会教育・社会体育・学術文化の方針を要約して掲載しております。以上、大間町教育大綱（案）についての説明を終わります。

金澤町長： ただいま、事務局より大間町教育大綱（案）について説明がありましたが、ご意見等をお伺いしたいと思います。

小向委員： 基本方針1で調和のとれた教育環境づくりを推進します。基本方針2で創意ある教育環境の整備充実に努めます。とありますが、教育環境の文言が重複していると思われませんか。

佐藤教育長： そうであれば基本方針1の環境づくりを削除してはどうでしょうか。

金澤町長： 基本目標1はソフト面、基本目標2はハード面での環境という文言ですが、方針1の教育環境を削除してよろしいでしょうか。

（異議なし）

金澤町長： それでは、基本目標1は調和のとれた教育を推進しますと訂正させていただきます。その他のご意見はありませんか。

（意見なし）

金澤町長： それでは、大間町教育大綱（案）について、原案のとおりということで皆さんよろしいでしょうか。

（委員一同： 異議なし）

金澤町長： それでは基本方針1の文言を一部削除し修正しまして原案のとおり大綱を制定しますので宜しくお願いします。

事務局（教育課長）： 公表については、大間町のホームページと広報に掲載したいと思っております。

金澤町長： その他での案件はありますか。

（委員一同なし、事務局なし）

金澤町長： ないようですので、これもちまして平成28年第1回大間町総合教育会議を
修了いたします。お疲れ様でした。

以上